

## 特集II 馬伝染性子宮炎の化学療法上の基礎的問題\*

### 1. 馬伝染性子宮炎(CEM)：北海道地域における発生状況を中心として

国安主税

(農水省家衛生試験場北海道支場)

Epidemiological Studies on occurred Contagious Equine  
Metritis in the Hokkaido Area

Chikara KUNIYASU (National Institute of Animal Health,  
Hokkaido Branch Laboratory)

本病は*Haemophilus equigenitalis* (*H. e.*)による繁殖雌馬の急性生殖器病で、通常、交配後2～3日目頃から多量の粘液膿性の滲出液の排出を伴う膣ならびに子宮頸管管炎が発現する。

本病は、1977年に英国での発生が初めて報告されたが、すでにその前年にアイルランドでの発生があったと言われている。その後、フランス、オーストラリア、ベルギー、西ドイツをはじめ米国にも蔓延し、わが国でも競争馬の輸入増加に伴って、その侵入が危惧されていたが、1980年5月に日高地区で発生をみるに至った。

日高地区での発生は、軽種馬農協と日本競争馬研究所が子宮内細菌叢を調査中に91頭中11頭から*H. e.* 様菌を分離し、日高家畜保健衛生所を通じ、家衛試本場で確認された。

本地域における緊急防疫対策として、日高家畜衛生推進協議会を中心とする自衛防疫体制が確立された。すなわち関係団体と獣医師にCEM様疾病の発生を周知させ、屈出の徹底、病性鑑定の励行などにより蔓延防止に努めることが指示された。また、種雄馬、病馬、陽性馬と交配した馬および自発的要望による馬の細菌検査を実施することが決定され、5月30～6月15日にわたって全繁殖馬を対象とした菌検査が実施され、さらに一部の馬については6月

17日～7月12日の間に再検査が実施された。6月1日までの細菌検査では、雄6/217、雌21/200が陽性で、緊急一斉検査では、185/8,515(雄3頭、雌182頭)が、再検査では、雌馬の5/1,406が陽性であった。

上述のような緊急防疫対策に続いて、家畜保健衛生所法の第6条を適用しての、繁殖馬の保菌状況の調査が行なわれた。すなわち、雌馬はまず血清反応によりスクリーニングされ、陽性馬は以後2回の、陰性馬は1回の細菌検査が義務づけられた。雄馬は2回の検査が義務づけられ、菌陽性馬は治療を実施し、細菌検査で連続3回陰性の場合にのみ、菌陰性の証明が出されることになった。

この調査の結果、8月から行なわれた血清反応では雌馬12,495頭中1,559頭が陽性で、そのうち1,498頭は10月に細菌検査を受け、18頭が陽性と判定され、次で11～12月に血清反応陰性馬11,203頭が菌検査され、63頭が陽性、さらに翌年2月血清反応陽性馬1,880頭の菌検査で16頭が陽性であった。

種雄馬は1～2月に2回検査され、延900頭中4頭が陽性であった。

なお、繁殖に使用するためには、連続3回の菌検査が陰性であることが条件とされたが、3回目の検査は、不妊馬では初回発情時、妊娠馬は分娩直後に実施された。このような条件での

\*特集Iと同時に行われた、シンポジウムの講演要旨。

陽性馬の菌検査成績は表1のようで、種雄馬は4頭中1頭が3回目に陽性となり、雌馬も3回目に陽転するものがあり、*H. e.* 菌を馬体内から排除することは容易でないことが窺われた。

表1 陽性馬の細菌検査成績

検査	種雄馬			繁殖雌馬		
	検査頭数	陰性	陽性	検査頭数	陰性	陽性
1回目	4	4	0	94	85	9
2回目	4	4	0	88	85	3
3回目	4	3	1	50	41	9

CEMの受胎率に及ぼす影響について調査した結果、1976～1979年の家畜改良増殖法に基く調査成績は、71.5～78.5%、1980年の日高家保による調査結果は75.8%で、過去4年間と大差ないが、CEM陽性馬の受胎率は表2のようになりに低下している。

表2 陽性馬の受胎率

	菌陽性馬	妊	不妊	受胎率(%)
緊急自衛	196	77	119	39.3
法6条	97	62	35	63.9

以上は、北海道日高地域におけるCEM発生の概要であるが、引用した調査成績は、多田園一校師から提供して頂いたことを付記して感謝の意を表する次第である。